

## 空家等対策および西部地区再整備事業の推進に関する協定書

函館市（以下「甲」という。）および公益社団法人北海道宅地建物取引業協会函館支部（以下「乙」という。）は、空家等対策および西部地区再整備事業の推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に連携・協力し、空家等対策および西部地区再整備事業に取り組むことにより、良好な生活環境の保全および安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 所有者または管理者をいう。
- （3）空家等対策 甲が策定した函館市空家等対策計画に基づく空家等に関する対策をいう。
- （4）西部地区再整備事業 令和元年7月に甲が策定した函館市西部地区再整備事業基本方針（以下「基本方針」という。）に基づく事業をいう。
- （5）西部地区 基本方針の対象地区をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）市内にある空家等の所有者等から、流通および管理に係る各種相談を受けた場合の乙への情報提供
- （2）乙が行う空家等対策および西部地区再整備事業に関する業務等の広報
- （3）前各号に掲げるもののほか、必要な業務

（乙が行う業務）

第4条 乙は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）市内にある空家等の流通および管理に係る各種相談等の対応ならびに相談情報等の甲への提供
- （2）西部地区内の不動産の流通および管理に係る各種相談等の対応ならびに相談情報等の甲への提供
- （3）甲が依頼する市内にある空家等の流通および管理に係る調査等への対応

- (4) 甲が依頼する西部地区内の不動産の流通および管理に係る調査等への対応
- (5) 甲が行う空家等対策および西部地区再整備事業に関する業務等の広報
- (6) 甲が行う空家等対策および西部地区再整備事業に関する業務に必要な助言および支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な業務  
(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙が書面により終了の申し出を行わない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 乙および乙の会員は、この業務を通じて知り得た個人情報、甲の業務上および技術上の情報その他の情報を協定の目的以外に利用し、甲の許可なく第三者に対して開示または漏えい、および不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、協定期間の終了した後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲および乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙において記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年7月6日

北海道函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長

工藤壽樹

北海道函館市宮前町29番3号

乙 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会函館支部

支部長

生田健作